

焼津市職員採用試験案内

【募集職種】 法務専門監（特定任期付職員）

【申込受付期間】 令和7年3月17日（月）～

1 採用予定人数及び職務概要

採用予定人数	1人
配属予定部署、役職	総務部総務課 法務専門監（特定任期付職員）
職務概要	(1) 訴訟、行政不服申立てへの対応 (2) 過剰・不当要求事案への対応 (3) 条例、規則等の制定改廃に係る法制支援に関すること (4) 職員の人材育成（法務能力向上）に関すること (5) 職員からの業務上の法律相談への対応 (6) その他、専門職の知識と経験が求められる一般行政事務
任期	採用の日から3年間 ※採用の日は、令和7年4月1日以降で応相談。 ※勤務実績等により、採用から5年を超えない範囲で更新することがあります。

2 受験資格

昭和50年4月2日以降に生まれた人で、以下の要件を満たす人。

- (1) 弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録されている人
- (2) 弁護士としての実務経験を2年以上有する人（令和7年3月末現在）
- (3) 地方公務員法第16条及び弁護士法第7条に規定する欠格条項に該当しない人

① 地方公務員法第16条に規定する人

- ア 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 焼津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

② 弁護士法第7条に規定する人

- ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
 - ウ 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であって除名され、弁護士であって業務を禁止され、公認会計士であって登録を抹消され、税理士であって業務を禁止され、又は公務員であって免職され、その処分を受けた日から3年を経過しない者
 - エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心身耗弱を

原因とするもの以外)

3 試験の概要

日 時	会 場	試験内容
採用試験申込後に、個別に相談のうえ決定します。	焼津市役所本庁舎 (焼津市本町 2-16-32)	個別面接試験

注意事項

- ①障害等があり、車椅子の使用など、受験の際に配慮が必要な人は、受験申込時に必ず人事課まで電話で連絡してください。
- ②地震及び台風の災害などにより、やむを得ず試験日程等を変更する場合があります。試験に関して緊急のお知らせがある場合は、メール等により個別に通知します。

4 申込み方法

申込受付期間	令和7年3月17日(月)午前9時～
下記 URL にアクセスし、WEB 申請してください。	
LoGo フォーム『焼津市職員採用試験申込フォーム(法務専門監)』	
https://logoform.jp/form/tWbQ/85297	
	

5 合格から採用まで

- (1) 受験資格がない場合や、受験申込書等の記載事項に虚偽又は不正があると判明した場合には、合格を取り消します。
- (2) 採用は全て条件付きで、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。(地方公務員法第22条)

6 給与・勤務条件等

(1) 給与等

給 料	555,000 円
地域手当	3 パーセント
期末手当	1.9 月分(6月、12月)
勤勉手当	1.75 月分(6月、12月)
年 額	約 894 万円
通勤手当	任期の定めのない常勤職員と同じ

- (2) 勤務時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで
(7時間45分/日、1週間38時間45分/週)
- (3) 休日等：土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日。
- (4) 休暇等：年間(4月1日から3月31日)20日の年次有給休暇(1年目は勤務開始月によって決まります。)、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引・夏季休暇等の特別休暇、日常生活に支障がある者を介護する場合に与えられる介護休暇、育児休業等があります。
- (5) 福利厚生：静岡県市町村共済組合(健康保険、年金)

7 問合せ先

焼津市 総務部 人事課

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号

電話 054-626-2146 F A X 054-626-2185

市ホームページ <http://www.city.yaizu.lg.jp/>